

### 3. 制度活用

- 例) ・ 市のサービスは付添い介護者がつかないと利用できない。介護者が拘束されるので利用していない。
- ・ ヘルパー派遣では対応が不可能、高次脳機能障害者のためのショートステイ・ロングステイが欲しい。
  - ・ サポートしてくれる人、施設が欲しい。

### 4. 社会の理解

- 例) ・ 近所の人には身体が元気なので障害のことを理解してもらえず、介護者が精神的に疲れた。(わかってもらえないむなしさ)
- ・ タクシーの運転手が身体障害割引を提示すると、不快な態度をとる。

### 5. 資源の整備

- 例) ・ 障害者が利用できる施設がない。
- ・ 駅の階段がとても大変。
  - ・ エスカレーターのスピードが障害者には速すぎる。
  - ・ 信号が変わるのがはやすぎる。
  - ・ 階段で押されると危険。

### 6. 家計

- 例) ・ 年金をもらえる道を作ってほしい。
- ・ 本人を一人にしておけないため、介護者が働けないため収入が減り将来のための貯えができず、不安である。
  - ・ 発症後収入が減少したため、マンションのローンを払うのが大変で、もしリストラされたらどうになってしまうのか、支払いの予定がたたない。
  - ・ 発症後給与がなくなった(休業補償なし)ため、年金の手続きをしたが、月3万では食べていけないので、妻が3つのパートを掛け持ちして働いている。
  - ・ 本人のみの収入では成り立たない。

### 7. 人間関係(トラブル)

- 例) ・ 離婚して帰ってくるように言われた。
- ・ 転院して家族の面会が無くなった時には見捨てられるかと、思った。
  - ・ 子供達が本人を避け、全く会話のない家になってしまった。

- ・ 親族も友人も離れてしまい、理解されない。
- ・ 本人の勘違いや記憶のあいまいなところを、言ったか言わないで口げんかになる。

#### 8. 職業（仕事がない）

例) ・ 働きたいが、仕事がない。

- ・ 会社は2年2か月は保障制度があるが、3年目からは解雇となるため、来年からは生活が苦しくなる。
- ・ 目に見える障害がないのに職に就けないことが辛い。
- ・ 遠回しに退職を勧められている。

#### 9. 住居

例) ・ 住むところがない。

- ・ 住宅改造がされていないので移動が難しい。

#### 10. 生きがい・楽しみ

例) ・ ボランティアをしたい。

- ・ 近所づきあいもなく淋しい。
- ・ 退職してから生きがいを失い、うつ病になってしまった。

#### 11. 医療・服薬

例) ・ 本人は食事制限ができないため、再発が心配

- ・ 鍼灸を受けるようになって随分身体の動きが楽になった。医療の体制の中でもっと鍼灸を高く位置づけてほしい。

#### 12. 社会参加

例) ・ どこも出られる場がないため、ふれあいの場がない。

- ・ 病院以外は通所先がない、介助なしには外出できない。
- ・ 他人との交流を持たせたい。

#### 13. 集団スポーツ、レクリエーションでの対応

例) ・ 集団で行うスポーツ、レクリエーションを楽しめない。

#### 14. 福祉機器

例)・まひ側の外出時の靴をもっと楽にはける靴が欲しい。靴のため外出が面倒になった。

#### 15. その他

## 第5章 身体障害者施策と障害認定

### 1. 身体障害者の障害認定

#### (1) 障害者基本法（昭和45.5.21法律第84号）

##### ①障害の定義

障害者とは身体障害、精神薄弱または精神障害があるため、長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者とする。

#### (2) 身体障害者福祉法（昭和24.12.26法律第283号）

##### ①障害の定義（第4条）

身体障害者福祉法上の身体障害者とは、同法別表1に掲げる身体上の障害がある18歳以上のものであって、都道府県知事（指定都市・中核市市長）から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

##### ②対象

###### ア、視覚障害

###### イ、聴覚または平衡機能の障害

###### ウ、音声・言語または咀嚼機能の障害

###### エ、肢体不自由

###### オ、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱または直腸、小腸機能の障害

###### カ、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

##### ③等級（別表1参照）

1～7級（ただし、7区分すべてがあるのは肢体不自由のうち上・下肢および脳病変による運動機能障害のみ）。

（別表1）身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

- 1級 ①両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの
- ②1 両上肢の機能を全廃したもの
  - ②2 両上肢を手関節以上で欠くもの
  - ③1 両下肢の機能を全廃したもの
  - ③2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
  - ④体幹の機能障害により座ることができないもの
  - ⑤1 不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なもの（上肢機能）
  - ⑤2 不随意運動・失調等により歩行が困難なもの（移動機能）

- ⑥心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- ⑦腎臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- ⑧呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- ⑨膀胱又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- ⑩小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
- ⑪ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの

- 2級
- ①1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの
  - ①2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
  - ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの（両耳全ろう）
  - ③1 両上肢の機能の著しい障害
  - ③2 両上肢のすべての指を欠くもの
  - ③3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの
  - ③4 一上肢の機能を全廃したもの
  - ④1 両下肢の機能の著しい障害
  - ④2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
  - ⑤1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
  - ⑤2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
  - ⑥1 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの（上肢機能）
  - ⑥2 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの（移動機能）
  - ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

- 3級
- ①1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
  - ①2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
  - ②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解しないもの）
  - ③平衡機能の極めて著しい障害
  - ④音声機能、言語機能又は咀嚼機能の喪失
  - ⑤1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
  - ⑤2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
  - ⑤3 一上肢の機能の著しい障害
  - ⑤4 一上肢のすべての指を欠くもの
  - ⑤5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
  - ⑥1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
  - ⑥2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
  - ⑥3 一下肢の機能を全廃したもの
  - ⑦体幹の機能障害により歩行が困難なもの
  - ⑧1 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの（上肢機能）
  - ⑧2 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの（移動機能）
  - ⑨心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑩腎臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑪呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

- ⑫膀胱又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑬小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑭ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）

- 4級
- ①1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの
  - ②2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
  - ③1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
  - ④4 音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障害
  - ⑤1 両上肢のおや指を欠くもの
  - ⑤2 両上肢のおゆ指の機能を全廃したもの
  - ⑤3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
  - ⑤4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
  - ⑤5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
  - ⑤6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの
  - ⑤7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
  - ⑤8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
  - ⑥1 両下肢のすべての指を欠くもの
  - ⑥2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの
  - ⑥3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
  - ⑥4 一下肢の機能の著しい障害
  - ⑥5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
  - ⑥6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
  - ⑦1 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（上肢機能）
  - ⑦2 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（移動機能）
  - ⑧8 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑨9 腎臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑩10 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑪11 膀胱又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑫12 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
  - ⑬13 ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの
- 5級
- ①1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの
  - ①2 両眼による視野の2分の1以上欠けているもの
  - ②2 平衡機能の著しい障害
  - ③1 両上肢のおや指の機能の著しい障害
  - ③2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
  - ③3 一上肢のおや指を欠くもの
  - ③4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの
  - ③5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害
  - ③6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
  - ④1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
  - ④2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
  - ④3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は15分の1以上短いもの

⑤体幹の機能の著しい障害

⑥1 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの（上肢機能）

⑥2 不随運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの（移動機能）

6級 ①一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの

②1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの）

②2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

③1 一上肢のおや指の機能の著しい障害

③2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの

③3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの

④1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

④2 一下肢の足関節の機能の著しい障害

⑤1 不随運動・失調等により上肢の機能の劣るもの（上肢機能）

⑤2 不随運動・失調等により移動機能の劣るもの（移動機能）

7級 ①1 一上肢の機能の軽度の障害

①2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

①3 一上肢の手指の機能の軽度の障害

①4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害

①5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの

①6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

②1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害

②2 一下肢の機能の軽度の障害

②3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

②4 一下肢のすべての指を欠くもの

②5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの

②6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

③1 上肢に不随運動・失調等を有するもの（上肢機能）

③2 下肢に不随意運動・失調等を有するもの（移動機能）

（備考）

1 同一の等級において2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。

3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

### (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39. 7. 2法律第134号）

在宅の重度障害者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当てを支給することにより重度障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

実施主体は都道府県・市及び福祉事務所を設置する町村。対象者は20歳以上であって、政令で定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とするような在宅の重度の障害者で都道府県知事・市長及び福祉事務所を管理する

町村長の認定を受けた者。1人につき月額26, 860円（平成11年4月から）。

#### ①障害の定義（別表2参照）

次のア～Iまでの1つに該当するもの

ア、下表aからgまでに規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が2つ以上存する者

イ、下表 a から g までに規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が 1 つ存し、かつ、それ以外の国民年金 2 級程度の障害が重複する場合であって、その状態が a から g までと同程度以上と認められる程度の者

ウ、下表 c から e までに規定する身体の機能の障害が1つ存し、それが特に重度であるため、c から e までの他の障害が併せて存することによりイと同程度以上と認められる程度のもの

エ、 f 又は g に規定する身体の機能の障害、病状又は精神の障害が1つ存し、それが（2）と同程度以上と認められる者

#### （別表 2）

a 両眼の視力の和が0. 04以下の者

b 両耳の聴力レベルが100 d B以上のもの

c 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

d 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

e 体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障害を有するもの

f a～eまでに掲げるものの外、身体機能の障害又は長期にわたる安静を要する病状が a～f までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

g 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

## 2. 社会保険制度における障害認定

### (1) 国民年金法（昭和 34.4.16 法律第 141 号）

#### ①障害の定義（別表 3 参照）



1級－身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁  
ずることを不能ならしめる程度のもの

2級－身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活が著しい  
制限を受けるかまたは著しい制限を必要とする程度のもの

## ②対象

ア、視力障害 イ、聴力障害 ウ、鼻腔障害 エ、平衡機能障害 オ、咀嚼機能障害  
カ、言語機能障害 キ、肢体障害（上・下肢・体幹・脊柱・肢体の機能） ク、精神障害  
ケ、神経系統障害 コ、呼吸器疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患  
カ、代謝疾患 シ、悪性新生物 ス、高血圧 セ、その他障害、重複障害

## ③等級

### 1～2級

#### （別表3）障害等級表

- 1級
- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
  - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
  - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
  - 9 前各号に掲げるもののほか、身体機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 11 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
- 2級
- 1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
  - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
  - 4 咀嚼の機能を欠くもの
  - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
  - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - 7 両上肢のおや指とひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
  - 8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 9 1上肢のすべての指を欠くもの
  - 10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
  - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
  - 12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
  - 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
  - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(2) 厚生年金保険法（昭和 29.5.19 法律第 115 号）、国家公務員等共済組合法（昭和 33.5.1 法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37.9.8 法律第 152 号）、日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9.5.9 法律第 48 号）農林漁業団体職員共済組合法（昭和 33.4.28 法律第 99 号）

#### ①障害の定義（別表 4 参照）

#### ②1 級、2 級－国民年金と同じ

3 級－身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、または労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

#### ③対象

国民年金法に同じ

#### ④等級

1～3 級、障害手当金（別表 5 参照）

#### (別表 4) 厚生年金障害等級表

- 3 級
  - 1 両眼の視力の和が 0.1 以下に減じたもの
  - 2 両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
  - 3 咀嚼又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
  - 4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
  - 5 1 上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
  - 6 1 下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
  - 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
  - 8 1 上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ 1 上肢の 3 指以上を失ったもの
  - 9 おや指及びひとさし指併せて 1 上肢の四指の用を廃したもの
  - 10 1 下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
  - 11 両下肢の十趾の用を廃したもの
  - 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

- 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 14 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すものであって、厚生大臣が定めるもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節関節（おや指にあては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

(別表5) 障害手当金

- 1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
- 2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 4 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの又は両眼の視野が10度以内のもの
- 5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を有するもの
- 6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 7 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 9 脊柱の機能の障害を残すもの
- 10 1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
- 11 1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
- 12 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 13 長管状骨に著しい変形を残すもの
- 14 1上肢の2指以上を失ったもの
- 15 1上肢のひとさし指を失ったもの
- 16 1上肢の3指以上の用を廃したもの
- 17 ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの
- 18 1上肢のおや指の用を廃したもの
- 19 1下肢の第1趾又は他の4趾以上失ったもの
- 20 1下肢の5趾の用を廃したもの
- 21 全各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- 22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節関節（おや指に又は指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。

- 5 趾の用を廃したものは、第 1 趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

（3）労働者災害補償保険法（昭和 22.4.7 法律第 50 号）、国家公務員災害補償法（昭和 26.6.2 法律第 191 号）、地方公務員災害補償法（昭和 42.8.1 法律第 121 号）、船員保険法（昭和 22.9.5 法律第 103 号）

### ①障害の定義

業務上の事由または通勤による労働者の負傷、疾病、障害（別表 6、7 参照）または死亡。

### ②対象

ア、視覚の障害 イ、聴力の障害 ウ、肢体不自由 エ、咀嚼および／または言語機能の障害 オ、神経系統・精神の障害 カ、胸腹部臓器の障害の他、外貌・歯・生殖器

### ③等級

傷病保障年金：1～3 級（別表 6）

障害補償給付：1～14 級（別表 7）

（別表 6）傷病等級表（第 18 条関係）

第 1 級 ①神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの

②胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの

③両眼が失明しているもの

④咀嚼及び言語の機能を廃しているもの

⑤両上肢をひじ関節以上で失っているもの

⑥両上肢の用を全廃しているもの

⑦両下肢をひざ関節以上で失っているもの

⑧両下肢の用を全廃しているもの

⑨前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

第 2 級 ①神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの

②胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの

③両眼の視力の和が 0.02 以下になっているもの

④両上肢を腕関節以上で失ったもの

⑤両下肢を足関節以上で失ったもの

⑥前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

第 3 級 ①神経系統の機能又は著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの

②胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの

③一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの

④咀嚼又は言語の機能を廃しているもの

⑤両手の手指の全部を失ったもの

⑥第 1 号及び第 2 号に定めるもののほか常に労務に服することができないものその他

前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

(別表7) 障害等級表(第14条、第15条、第18条の8関係)

- 第1級 ①両眼が失明したもの  
②咀嚼及び言語の機能を廃したもの  
③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの  
④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの  
⑤削除  
⑥両上肢をひじ関節以上で失ったもの  
⑦両上肢の用を全廃したもの  
⑧両下肢をひざ関節以上で失ったもの  
⑨両下肢の用を全廃したもの
- 第2級 ①一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの  
②両眼の視力が0.02以下になったもの  
②の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの  
②の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの  
③両上肢を腕関節以上で失ったもの  
④両下肢を足関節以上で失ったもの
- 第3級 ①一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの  
②咀嚼又は言語の機能を廃したもの  
③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの  
④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの  
⑤両手の手指の全部を失ったもの
- 第4級 ①両眼の視力が0.06以下になったもの  
②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの  
③両耳の聴力を全く失ったもの  
④一上肢をひじ関節以上で失ったもの  
⑤一下肢をひざ関節以上で失ったもの  
⑥両手の手指の全部の用を廃したもの  
⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの
- 第5級 ①一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの  
①の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの  
①の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの  
②一上肢を腕関節以上で失ったもの  
③一下肢を足関節以上で失ったもの  
④一上肢の用を全廃したもの  
⑤一下肢の用を全廃したもの  
⑥両足の足指の全部を失ったもの
- 第6級 ①両眼の視力が0.1以下になったもの  
②咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの  
③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの  
③の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することが出来ない程度になったもの

- ④せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
- ⑤一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
- ⑥一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
- ⑦一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの

- 第7級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
  - ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することが出来ない程度になったもの
  - ②の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話をする事が出来ない程度になったもの
  - ③神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
  - ④削除
  - ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
  - ⑥一手の母指及び示指を失ったもの又は母子若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの
  - ⑦一手の五の手指又は母子及び示指を含み四の手指の用を廃したもの
  - ⑧一足をリスフラン関節以上で失ったもの
  - ⑨一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
  - ⑩一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
  - ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの
  - ⑫女性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
  - ⑬両側のこう丸を失ったもの

- 第8級
- ①一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
  - ②せき柱に運動障害を残すもの
  - ③一手の母指を含み二の手指を失ったもの
  - ④一手の母指及び示指又は母子若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したもの
  - ⑤一下肢を5センチメートル以上短縮したもの
  - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
  - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
  - ⑧一上肢に仮関節を残すもの
  - ⑨一上肢に仮関節を残すもの
  - ⑩一足の足指の全部を失ったもの
  - ⑪ひ臓又は一側の腎臓を失ったもの

- 第9級
- ①両眼の視力が0.6以下になったもの
  - ②一眼の視力が0.06以下になったもの
  - ③両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
  - ④両側のまぶたに著しい障害を残すもの
  - ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
  - ⑥咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
  - ⑥の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが出来ない程度になったもの
  - ⑥の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
  - ⑦一耳の聴力を全く失ったもの
  - ⑦の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程

度に制限されるもの

- ⑦の 3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
  - ⑧一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの
  - ⑨一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの
  - ⑩一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
  - ⑪一足の足指の全部の用を廃したもの
  - ⑫生殖器に著しい障害を残すもの
- 第 10 級
- ①一眼の視力が 0.1 以下になったもの
  - ②咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
  - ③十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
  - ③の 2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
  - ④耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
  - ⑤一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの
  - ⑥一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの
  - ⑦一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの
  - ⑧一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
  - ⑨一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
  - ⑩一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

- 第 11 級
- ①両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
  - ②両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
  - ③一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
  - ③の 2 10 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
  - ③の 3 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
  - ④一耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
  - ⑤せき柱に奇形を残すもの
  - ⑥一手の中指又は薬指を失ったもの
  - ⑦一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの
  - ⑧一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
  - ⑨胸腹部臓器に障害を残すもの

- 第 12 級
- ①一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
  - ②一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
  - ③七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
  - ④一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
  - ⑤鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
  - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
  - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
  - ⑧長管骨に奇形を残すもの
  - ⑨一手の中指又は薬指の用を廃したもの
  - ⑩一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
  - ⑪一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
  - ⑫局部にがん固な神経症状を残すもの

⑬男性の外ばうに著しい醜状を残すもの

⑭女性の外ばうに醜状を残すもの

- 第 13 級
- ①一眼の視力が 0.6 以下になったもの
  - ②一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
  - ③両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
  - ③の 2 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
  - ④一手の小指を失ったもの
  - ⑤一手の母指の指骨の一部を失ったもの
  - ⑥一手の示指の指骨の一部を失ったもの
  - ⑦一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの
  - ⑧一下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの
  - ⑨一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
  - ⑩一足の第二の足指の用をもの、第二の足指を含み二の足指用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの

- 第 14 級
- ①一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
  - ②三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
  - ②の 2 一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
  - ③上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
  - ④下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
  - ⑤一手の小指の用を廃したもの
  - ⑥一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
  - ⑦一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
  - ⑧一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
  - ⑨局部に神経症状を残すもの
  - ⑩男性の外ばうに醜状を残すもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは第一指関節（母指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足節指関節若しくは第一指関節（第一の足指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

### 3. 補償における障害認定

#### (1) 自動車損害賠償保障法（昭和 30.7 法第 97 号）

自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資する。



## ①障害の定義

後遺障害がある場合。1～14 級まで（別表 8 参照）。

### （別表 8）後遺障害等級表（令第 2 条、別表）

- 第 1 級
- ①両眼が失明したもの
  - ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの
  - ③神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
  - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
  - ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
  - ⑥両上肢の用を廃したもの
  - ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
  - ⑧両下肢の用を廃したもの
- 第 2 級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
  - ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの
  - ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
  - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
  - ⑤両上肢を腕関節以上で失ったもの
  - ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの
- 第 3 級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの
  - ②咀嚼又は言語の機能を廃したもの
  - ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することが出来ないもの
  - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することが出来ないもの
  - ⑤両手の手指を全部失ったもの
- 第 4 級
- ①両眼の視力が 0.06 以下になったもの
  - ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
  - ③両耳の聴力を全く失ったもの
  - ④一上肢をひじ関節以上で失ったもの
  - ⑤一下肢をひざ関節以上で失ったもの
  - ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの
  - ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの
- 第 5 級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下になったもの
  - ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
  - ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
  - ④一上肢を腕関節以上で失ったもの
  - ⑤一下肢を足関節以上で失ったもの
  - ⑥一上肢の用を全廃したもの
  - ⑦一下肢の用を全廃したもの
  - ⑧両足の足指の全部を失ったもの
- 第 6 級
- ①両眼の視力が 0.1 以下になったもの
  - ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
  - ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
  - ④一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話を解することができない程度になったもの

- ⑤脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
- ⑥一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの
- ⑦一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの
- ⑧一手の五の手指又はおや指及びひとさし指を含み四の手指を失ったもの

- 第7級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
  - ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
  - ③一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
  - ④神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
  - ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
  - ⑥一手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を含み三以上の手指を失ったもの
  - ⑦一手の五の手指又はおや指及びひとさし指を含み四の手指の用を廃したものの
  - ⑧一足をリスフラン関節以上で失ったもの
  - ⑨一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
  - ⑩一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
  - ⑪両足の足指の全部の用を廃したものの
  - ⑫女子の外貌に著しい醜状を遺すもの
  - ⑬両側の睪丸を失ったもの

- 第8級
- ①一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
  - ②脊柱に運動障害を残すもの
  - ③一手のおや指を含み二の手指を失ったもの
  - ④一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指を含み三以上の手指の用を廃したものの
  - ⑤一下肢を5センチメートル以上短縮したものの
  - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの
  - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの
  - ⑧一上肢に仮関節を残すもの
  - ⑨一下肢に仮関節を残すもの
  - ⑩一足の足指の全部を失ったもの
  - ⑪脾臓又は一個の腎臓を失ったもの

- 第9級
- ①両眼の視力が0.6以下になったもの
  - ②一眼の視力が0.06以下になったもの
  - ③両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
  - ④両眼のまぶたに著しい障害を残すもの
  - ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
  - ⑥咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
  - ⑦両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
  - ⑧一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
  - ⑨一耳の聴力を全く失ったもの

- ⑩神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限を受けるもの
- ⑪胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限を受けるもの
- ⑫一手のおや指を失ったもの、ひとさし指を含み2の手指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の3の手指を失ったもの
- ⑬一手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの
- ⑭一足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの
- ⑮一足の足指の全部を失ったもの
- ⑯生殖器に著しい障害を残すもの

第10級

- ①一眼の視力が0.1以下になったもの
- ②咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- ③14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- ④両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
- ⑤一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
- ⑥一手のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の二の手指を失ったもの
- ⑦一手のおや指の用を廃したもの、ひとさし指を含み二の手指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三の手指の用を廃したもの
- ⑧一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- ⑨一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
- ⑩一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
- ⑪一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第11級

- ①両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- ②両眼のまぶたに著しい障害を残すもの
- ③一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- ④10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- ⑤両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- ⑥一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- ⑦脊柱に奇形を残すもの
- ⑧一手のなか指又はくすり指を失ったもの
- ⑨一手のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の二の手指の用を廃したもの
- ⑩一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
- ⑪胸腹部臓器に障害を残すもの

第12級

- ①一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- ②一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
- ③7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- ④一耳の耳殻の大部分を欠損したもの
- ⑤鎖骨、胸骨、ろっ骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
- ⑥一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
- ⑦一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
- ⑧長管骨に奇形を残すもの
- ⑨一手のなか指又はくすり指の用を廃したもの

- ⑩一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
- ⑪一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
- ⑫局部に頑固な神経症状を残すもの
- ⑬男子の外貌に著しい醜状を残すもの
- ⑭女子の外貌に醜状を残すもの

- 第 13 級
- ①一眼の視力が 0.6 以下になったもの
  - ②一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
  - ③両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
  - ④5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
  - ⑤一手のこ指を失ったもの
  - ⑥一手のおや指の指骨の一部を失ったもの
  - ⑦一手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの
  - ⑧一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの
  - ⑨一下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの
  - ⑩一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
  - ⑪一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの

- 第 14 級
- ①一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
  - ②3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
  - ③一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
  - ④上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
  - ⑤下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
  - ⑥一手のこ指の用を廃したもの
  - ⑦一手のおや指及びひとさし指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
  - ⑧一手のおや指及びひとさし指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
  - ⑨一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
  - ⑩局部に神経症状を残すもの
  - ⑪男子の外貌に醜状を残すもの

## (2) 自動車事故被害者に対する生活資金の貸し付け及び介護料の支給（自動車事故対策センター法（昭 48.7 法第 65 号）

自動車損害賠償保障法による損害賠償の保障制度と相まって自動車事故による被害者の保護の増進を図ることを目的とする。自動車事故による重度の精神神経障害を有するため、常時介護を必要とする者に介護料を支給することにより、家族等の軽減を図り、被害者の保護を増進する。

### ①障害の定義

ア、自動車事故により脳損傷を生じ、次に該当する重度の精神神経障害が 3 月以上継続する状態にあるため、常時介護を必要とする者（54 年 8 月 1 日から支給）

1. 自力移動が不可能である。